

音楽科教育におけるUDL概念からの示唆と考察

—教員養成における授業実践を通して—

吉田 秀文

群馬大学教育実践研究 別刷

第37号 93～99頁 2020

群馬大学教育学部 附属学校教育臨床総合センター

音楽科教育におけるUDL概念からの示唆と考察

—教員養成における授業実践を通して—

吉 田 秀 文

群馬大学教育学部音楽教育講座

Suggestions and Considerations from UDL concept in Music Education —Through class practice in teacher education—

Hidefumi YOSHIDA

Faculty of education, department of Music, Gunma university

キーワード：音楽教育

Keywords : Music Education

(2019年10月31日受理)

1. はじめに

アメリカのCASTがUDLの理念を打ち出して以来、我が国でも様々な場面で活用され、その研究成果に注目が集まっている。昨今の我が国においては、マイノリティ的な立場にある人々に対して、救いの手を差し伸べて権利を保障する風潮が定着を見せ、社会的にも広く周知されつつある。学校教育においても「インクルーシブ」の語に従い、様々な境遇にある児童生徒を包括的に捉え、支援する試みが実践されている。

筆者が本稿においてUDLをテーマとした理由は次の2点である。まず、現在兼担している附属小学校において、附属特別支援学校との交流および共同学習の実践が契機となる。附属小学校は附属特別支援学校と校舎を一つにしていることにより、日頃から特別支援学校の児童生徒や教職員、保護者との触れ合いを大切に育んできた。こうした立地条件のメリットを生かして文部科学省の「心のバリアフリー推進事業」に取り組んできた¹。これまでの主な研究分野は、図画工作科、算数科、国語科などで、附属小学校と附属特別支援学校の児童が共に入り交ざって学習し、交流してい

る。そこでは、各校のみの授業場面では見ることでできない子どもの表情があったり、互いに刺激を受けたりしながら、感情を共有しているような場面が見られた。しかし、実践されている教科はまだ一部に留まっており、幅広い教科、横断的・総合的な教科の実践による研究と研究結果の考察が俟たれているところである。

もう一つの理由として、筆者がかつて知人の子どもと関わった経験があげられる。その子（以下A子ちゃんとする）は、就学前の検査で知的な側面に弱さがみられると診断されていた。実際に関わってみると、言語に関する理解、数や数量に関する理解において困難を感じているようであった。例えば、ド・レ・ミ・ファ・ソと順番に音程をあげて歌い、「ドとソはどちらが高いかな？」の問いに対して正答が見いだせなかった。その後の関わりから得られたやり取りを基に考察してみると、どうも「高い」「低い」の語の意味が理解できていなかったようである。山登りで頂上まで登った話や、公園の滑り台での出来事、階段の上り下り、など様々な場面を基にイメージの支援を行った。音楽における音程の理解は、物理的な位置関係と

も異なる、独特な感覚が求められる。その一方で、A子ちゃんは筆者の演奏する楽曲（キラキラ星、メリーさんのひつじ、等）を、見たり聞いたりしながら試行錯誤を繰り返し、見事に弾きこなしてしまうのであった。この経験から、A子ちゃんには音楽に対する能力は生来的に備わっていること、ただし、言語や数量に関する知識を理解するために配慮を必要とするため、同時に支援することが大切であると判断した。比較的多くの時間が必要ではあったが、A子ちゃんは少しずつ言語や数量に関する知識の習得とともに、楽譜を読む力や音程の感覚を身につけることができた。

上述の2点は、通常の学級における音楽授業でも、子どもたち一人一人と寄り添いながら関わること、個々が苦手意識を感じている事項（CASTはバリアと呼んでいる）に鑑みて適切な個別支援を行うこと、指導法やカリキュラムは学習者の実態に応じて計画すること、などの重要性を再確認することとなった。児童生徒一人一人のよさを認める指導が普及する中で、特に合唱や合奏のようにクラス全体で共通の目標を目指すことが要求される活動では、全員が同じ枠組みに埋め込まれ、逸脱を許さない雰囲気優先がちである。とりわけ、こうした枠組みの中で音楽の学習経験を積み、価値形成を築いてきた音楽教師にとって、より柔軟な指導観を育むためには、自らの価値を転換するエネルギーが必要であると推測する。このことは、厳しい個人レッスンや音楽系部活動を経験してきた本学音楽専攻の学生に対しても同様の感覚を覚えることがある。音楽を専門とする教師として、児童生徒が抱えるバリアを軽減し、誰もが充実した音楽経験を享受できるように指導することが重要と考える。

以上より、本稿は、UDL概念からの示唆を基に音楽科教育への適用可能性を考えるとともに、教員養成における学生の理解や課題について考察することにした。

研究方法は、まずCASTのUDL概念や実践について踏まえるとともに、音楽科教育におけるUDLとしての方向性を吟味する。前者については、トレイシー・E・ホールらの著作（訳者バーンズ亀山静子）「UDL 学びのユニバーサルデザイン クラス全員の学びを変える授業アプローチ」、後者については、阪井恵、酒井美恵子著「音楽授業のユニバーサルデザイン はじめの一步」を中心に検討を行う。そして、将来音楽

教師を志望する学生に対する授業実践を通して、苦手意識を感じる児童生徒の理解、苦手意識を生じさせているバリアの発見、バリアを排除するための方法、これからの音楽科教育の在り方などについて考察し、UDLとしての音楽科教育の展望、教員養成における筆者自身のFDに生かして参りたい。

UDLに関する先行研究としては、先述のバーンズ亀山静子による日本LD学会での特別講演「Universal Design for Learning as a Framework to Increase Inclusion in Japan 発達障害のある子どもたちのインクルーシブ教育システムの構築」（2018）をはじめ、上村英男、藤井厚紀「学びのユニバーサルデザイン（UDL）に基づいた授業実践：反転授業の事前学習用コンテンツに着目して」（2018）、小関京子、納富恵子「中規模中学校の理科における授業コンサルテーションを通して」（2018）、佐藤博子、納富恵子「外国語活動における主体的に学ぶ児童を育成するための学習支援：学びのユニバーサルデザイン（UDL）を活用した授業づくりを通して」（2018）など、多数あげられる。UDLとしての音楽教育については、先述の阪井恵が積極的に研究に携わっているが、研究成果を広く敷衍させることが今後求められよう。微力ながら本稿がその一端を担うことになれば幸甚である。

2. UDLの理念と音楽科教育

本章では、トレイシー・E・ホール、アン・マイヤー、デイビット・H・ローズ編、バーンズ亀山静子訳、「UDL 学びのユニバーサルデザイン クラス全員の学びを変える授業アプローチ」東洋館出版社、2018年、に依拠しながらUDLの概念について確認し、音楽科教育への援用可能性について検討する。また、UDLとしての音楽科教育については、阪井恵、酒井美恵子著「音楽授業のユニバーサルデザイン はじめの一步」明治図書、2018年を中心に検討する。

まず、アメリカでは高等教育機会法の中で、UDLを導入するための教員研修や教員養成に対する財政的支援が行われ、「教育実践を導くための科学的に妥当性があるフレームワークであり、（A）情報が提示される方法、学生が反応したり知識や技能を示す方法、そして学生が取り組む方法に柔軟性を提供し、（B）指導上のバリアを軽減し、適切な合理的配慮と支援と

課題を提供し、障害や外国語話者であるために英語が不十分である学生も含む、すべての学生に常に高い学力の期待度を維持するものである」(ホールら、2018年、3頁)と定義がなされている。多様な民族で構成されているアメリカ社会の実態とその要請であることが想起され、納得できる。また、障害のある者等マイノリティに対して救いをもたらす心情も、共生するために長期的に培われた伝統の一つとも受け止められる。我が国においても、今後さらに海外からのニューカマーが増え、共生していくことが求められよう。UDLの定義をしっかりと踏まえ、未来の社会的・文化的な実践者を育成するために、教育が担う使命を果たすことが重要と言える。

UDLの大きな特徴は、神経科学の研究に依拠し、脳の学習に関する働きの知見から3つのネットワークを打ち出していることである。それは、①「認知のネットワーク」(学習の「what」)、②「方略のネットワーク」(学習の「how」)、③「感情のネットワーク」(学習の「why」)であるとされ、それぞれの関連性を理解することを通して、子どもの学習について柔軟性をもって応じることが求められている。学習に躓きを見せる子どもに対しては、「オプション」と呼ぶ支援の方略が用意されている。

我が国の音楽科教育においては、「感動体験の共有」「知性と感性の融合」などが謳われている²。また、テイトとハックは「思考」「感情」「共有」の相互関連により音楽教育が実践されることの重要性を示している³。UDLの3原則は、音楽学習においても共通に考えることが可能と考える。演奏、創作、鑑賞のいずれにおいても、創造的な音楽学習を行う際には、音や音楽について音響や形式、構造、作者の意図などを踏まえて表現方法がイメージされる。これは思考を伴う認知的な側面が中心となる(what)。また、これと同時に音楽作品を享受する際には感情的な側面も必要である(why)。そして、両者が密接に関連しながらバランスよく計画・配置されたとき、感動を呼ぶ音楽表現が得られると考える(how)。そのためにも音楽科教育においても、支援ツールである「オプション」を可能な限り見だし、適切に且つ柔軟に付与することが大切となる。

また、CASTは3原則に従い、ガイドラインを提示している。このガイドラインは「①授業や単元のデザ

インを支援するツールとして。②指導方法や教材を評価するツールとして。③カリキュラムに関して検討するときのツールとして」活用される際に効果を発揮する(役立つ)とされる(ホールら、2018年、39頁)。インクルーシブな環境で学習成果を期待するために、ガイドラインは大いに示唆的と考える。UDLにおいてはテクノロジーとの関係が密接に思われがちであるが、必ずしもそれだけではない。昨今の音楽科教育においては、タブレットを使用しての授業実践に注目が集まっている。我が国では教育におけるICT機器の利用が求められ、音楽科教育においても新しい授業開発が求められている。これまで音楽授業に魅力を見いだせなかった児童生徒が、タブレットの活用により音楽学習に価値が与えられれば、音楽授業に対するこれまでのイメージも払拭され、音楽観に変化をもたらすことができよう。このことは、カリキュラムについても全体のゴールと個別のゴールの双方を互に関連させて計画することになる。個々の学習タイプや進捗に基づき、その状況にあった方略で学習を促し、全体で共通のゴールへと近づけられるような配慮が重要となろう。合唱や合奏のような集団演奏の場合も、パート毎の音源を準備したり、パソコンを通して演奏したりするなど、実際に五線譜を読む学習以外のアプローチが必要と考えられる。音楽学習における子どものバリアを見だし、軽減するための方略を柔軟に求める謙虚な姿勢が重要と言える。

さて、我が国においてUDLの概念と関連させた音楽科教育の試みとしては、主に阪井らの著述に見られる。

全体は4部構成となっており、1章ではUDの基礎知識や概要、2章では児童生徒の特性とその支援、3章では音楽科教育における具体的な授業づくりの工夫、4章では実践に向けての授業プランが提示されている。

まず、1章では「学びの多様性」を大切に、各自の特性に応じた多様で適した学習方法を提供することにより、クラス全員がゴールに到達できる可能性を示している。中でも「一人一人の児童生徒が、自分の強み弱みや、取り組み姿勢のベースにある感情などを自覚し、然るべく対処できるように導くといった、カリキュラムに文章化されないような指導」(阪井ら、2018年、13頁)の重要性を指摘している。この「取り

組み姿勢のベースにある感情などを自覚」(阪井ら、2018年、13頁)することは、UDLガイドラインにおける「ストップ・アンド・シンク」として、自分自身で進捗状況をチェックすること(ホールら、2018年、37頁)に依拠したものと考えられる。子ども達が個々に自らの学びの特性を理解し、学習過程では教師だけでなく子ども自身で今の学びを振り返ってチェックできることが重要となる。また、そのように教師も指導観を採用することが大切である。そして、音楽授業のUDとして小さい学習内容のまとまりを連ねる方法を提唱している(阪井ら、2018年、19頁)。そこでは「指導目標(めあて)ー活動ー評価」が一貫され、子ども達にも学習のまとまりや学びの自覚が獲得されることの大切さが示されている。比較的短い学習単位を連ねる方法は、低学年のように集中力の持続が難しい場合に有効と言える。また、学習内容に苦手意識をもつ中学生や高校生に対しても、スモールステップで学習を蓄積することはその軽減に寄与すると考える。筆者自身、大学生を対象に90分の授業を行っているが、30分毎に異なる3テーマを連ねて実施すると、学生の集中力持続に効果があるように感じたことがある。この方法は、年齢を越えてあらゆる学習者に対して、多様な特性を持つ学習者に対して有効と言えるのではないかと考える。

次に2章では、具体的に特性のある子どもと、その対処方法について述べられている。発達障害といってもその程度は多様である。「自閉症スペクトラム障害」のように、個々の程度に応じた適切な支援が大切であることを改めて確認した。授業においても、学習内容を視覚で理解する場面、聴覚で感じ取る場面等、様々である。五線譜を読む作業において各線を色分けすることで理解しやすくなり、聴覚過敏な場合はイヤーマフの使用することで音響現象を冷静に捉えたりすることになる。特に通常の学級における音楽科教育では、これらの配慮事項について積極的な議論を行うことは、決して多くなかったと言える。

3章ではUDとしての音楽授業を実践するための工夫が30事項挙げられている。どれも興味深い指摘であるが、中でも次の3点は今後も継続して検討していく事項として重要と考える。一つ目は、「理解や習熟を深める動作化」である。音楽表現と身体表現の関係性はこれまでも語られてきたが、その積極的な活用を図

ることや有効性の追求について、さらに検討が必要と思われる。代表的な身体表現として指揮をしながらの歌唱活動があるが、指揮で3拍子や4拍子などの拍子感覚を感じながら歌唱することで、躍動感を失わない音楽表現が可能になると考える。また、歌唱やリコーダーなど息継ぎのタイミングが要求されるような活動では、指揮をしながら息継ぎすることで自然で無理のない発声が得られる。強弱を工夫するときも、児童生徒がジェスチャーで表現し合うなど、身体表現をすることで演奏効果が理解しやすくなると言える。その他、楽曲から得られる感情やイメージを、即興的に身体表現して演じることも積極的に実践するとよい。言語や文章表現などに苦手意識を抱いている児童生徒にとっては、身体表現を伴うことで理解を促し、大きな救いをもたらすかもしれない。二つ目は「模範の提示、演技力」である。子ども達が表現したい思いを持つと、その実現のために試行錯誤を行うことになる。その際に、活動の見通しが持てることは、学習を進めていく上で大きな安心感を与えると考える。模範CDや映像教材を利用することも有効であるが、できれば同じ空間を共有している教師からの模範に勝るものはない。また、教師の模範は子ども達にとってわかりやすいことが大切である。事例にあるように、2つの演奏を子どもに比較させる場合は、違いを浮き立たせて理解しやすく表現することが大切と考える。そのためにも、教師自身の表現に関する日頃からの技能的側面の陶冶が重要となる。三つ目は「学習を助ける製品、アイデアの情報」である。UDLでは、テクノロジーの活用が積極的に語られていた。音楽学習においても、テクノロジーからの恩恵に与る機会が将来高まっていくと予想できる。特にコンピュータの活用は、音楽学習に苦手意識を抱く子ども達にとって新たな扉を開くツールとして期待できる。五線譜の楽譜を打ち込むことで鑑賞が可能となる。管弦楽作品においてもスコアを入力すれば、パートの選択でどの楽器がどのようなメロディを演奏しているかがよく理解できる。さらに、創作ソフトを利用することでだれでも手軽に音楽をつくることもできる⁴。ICT機器の活用が謳われている今日、音楽科教育におけるテクノロジーとの共益性について、早急に検討すべき課題が山積していると考えられる。

4章では、これまでの検討を通しての実際の授業プ

ランが示されている。CASTでは、UDLを運用できる教員養成について論じられている。教師自らが行った授業実践を振り返って、子どもの学習成果を上げるために指導方法を改善して対処するのではなく、子ども一人一人の学習の特性を前もって予測し、これに従って多様な支援を吟味する方法には新鮮さがあり、冷静な対処が期待できることから評価できる。

本稿においても、次節でUDLとしての音楽科教育を教員養成の立場から検討してみたい。音楽専攻の学生が、UDLとしての音楽教育をどのように理解し、指導観を培うのか、また筆者自身に対するFDの観点からも検討し、今後の授業に生かせるようにしたい。

3. 音楽科におけるUDL

～教員養成における授業実践を通して～

本節は、本学教育学部音楽専攻の学生2年生の授業「中学校音楽科指導法B」（履修学生18名）における実践から考察してみたい。授業は2019年10月21日（月）14：20～15：50に行った。

授業実践の内容は以下の通りである。

- (1) 中学校音楽において苦手意識を感じる子どもたちについて、グループ（4人）で討論を行う。
 - ①どのような学習場面で起こるのか？
 - ②なぜ、起きてしまうのか？
 - ③解決策について
- (2) CASTのUDLと音楽科教育への適用可能性について（講義）
- (3) 講義後のグループディスカッションと各自の振り返り（ワークシートの提出）

(1) では、音楽を専門とする学生が音楽学習を苦手とする児童生徒を、どのように認識しているかを確認するために設定した。①については、合唱やリコーダー演奏における音取りおよび試験において、音楽鑑賞後の感想文作成において、創作活動全体において、楽典の知識を問われる時において、等が話題として挙げられた。②については、楽譜を読むことが難しい、リコーダーの運指と結びつかない、歌唱の試験を皆の前で歌わされる、合唱では他のパートにつられてしまう、鑑賞活動では鑑賞後の感想文で沢山書くように強

いられてしまう、何を書けばよいかわからない、文章表現能力によって差が出てしまう、感想文を書くことで評価されてしまうと思うとかえって書けなくなる、創作活動では明確なゴールが見えにくいため意欲が湧かない、楽典の知識が覚えられない等、学生自身の過去の経験に基づき回答していた。③については、活動に対して賞賛すること、成功体験を増やすこと、教師が分かりやすく見本を示すこと、楽譜が読めるためのカリキュラムを作ること、鑑賞活動では予め聞くポイントを解説したり視覚的に掲示したりすること、鑑賞後の感想文作成では文章表現で使用するための単語を提示したり説明すること、授業で扱う楽曲を児童生徒からも募ること、電子黒板やプロジェクターを活用して説明すること、楽典の内容を常に音楽室内に掲示しておくこと、等が示された。ピアノの演奏は得意だが歌唱表現は苦手など、音楽専攻の学生でもそれぞれ活動に対する意識は異なることから、苦手意識を感じる児童生徒についても理解や認識を示すことはできている様子であった。

次に、UDLと音楽科教育への適用可能性を講義した後、再度グループで討論を行い、本時の振り返りを兼ねてワークシートを提出させた。ワークシートからは、子どもたち全員がゴールに辿り着けるように、多様な方略を採り入れるUDLの考え方に賛同する感想が多く見られた。お稽古事でピアノ等を習っているか否かで、音楽授業では個人差が必ず生じてしまう。得手不得手を基準に異なる課題を課すのではなく、全員が同一の課題に取り組み、できる子どもはステップアップさせる方法が望ましいとする回答があった。このことは前述阪井らの著述からも、「同じ教材の中で、必ず取り組むところとチャレンジ！を示す」（阪井ら、2018年、85頁）の記載と同様と言える。また、「ここは～ように歌いなさい」のように指導されることは、子どもたちの活発な思考力・判断力・表現力にとって適しているとは言えないが、それ以上に「教師の指導に従えばそれでよい」とする受動的な態度を助長し、負の連鎖につながってしまうとする回答も見られた。学習方略を限定してしまうことは、学習者の学習理由、学習意欲等に影響を及ぼすことになる。UDLの考えではむしろ、多様な方略 (how) を用意することで学習理解 (why) を促進することに価値が見いだされる。音楽様式という枠組みとのバランスが

課題ではあるが、主体的な音楽表現の育成に向けて柔軟な指導が望まれると考える。一方、困難を抱えている児童生徒に対するきめ細やかな指導のためには、TTやTAなど複数の指導者や多くの時間を必要とするため、我が国においてUDLとしての音楽科教育を実現するには課題も多いとする意見もあった。このことについては、指導内容の厳選や指導計画の見直しを通して、個別指導を行うための様々な方法が準備できるように検討することが重要と言えよう。さらに、鑑賞活動後の感想文作成について、文章表現能力が弱い子どもでも自由に表現できるような多様な指標が用いられるべきではないかとの意見もあった。確かに多様な方法が採用されるべきであるが、文章表現による方法もその一つとして軽視してはならないと考える。例えば、ヴァーとホールは「書きの指導をUDLで考える」の中で次の3点を提示している。①はつきりとした書きのゴールを設定する。しかしゴールは達成する手段までは限定するものではない。②適度なチャレンジと、ゴールを達成するための柔軟な手段を提供する。③学習者が取り組み、やる気を維持するために、作文のトピック、創作用のツール、作文の形態に選択肢を与える（選択肢が学習ゴールを損なったり、対立したりしない範囲内で）（ホールら、2018年、72頁）。ここから得られる知見は、音楽鑑賞を通して抱いた様々な感情やイメージを明確にすること、どのような気持ちや思いを書こうとしているのか対話を通して確認すること、作文に使用する適切な言い回しや単語を紹介すること、事例として参考や手本となる感想文を紹介すること等、音楽作品を通して得られる思考や感情を表現するための方略について触れておくことが必須となる。「教師は生徒たちの背景知識について勝手に想定することはできない。理解を最大限にするためには事前指導が必要である」（ホールら、2018年、90頁）とするヴァーらの見解の通りである。また、形成的評価として、教師は生徒と文章表現や内容などを話し合ったり、ともに文章作品の評価基準を仲間同士で作成したりしながら、最終的には自己評価を通して自らの作品を批判的に振り返ることの大切さを述べている。音楽鑑賞における感想文をUDLとして考える際にも、このように児童生徒とじっくり時間をかけ、多様で綿密な取り組みを行うことが求められる。こうした学習を継続することで感想文嫌いは軽減が期待できると考え

る。

受講生の一人は「学校は生徒が社会に出たときによりよく生きるためにあると考える。（中略）自分の得意・不得意が分かり上手に自分とつきあうことができる。（中略）授業は対話であり、生徒の意見を聞き、教師と自分の考えを持ち、話す場」であると述べた。また、別の受講生は「困難を抱えている子どもに理解してもらえよう指導するのは決して楽ではないと思うし、どんなに考えて実行しても伝わらないこともあるかもしれない。けれど、その子は何が理解できていないのか、それは何が原因なのか、どう指導すべきなのかといったことを考えられるようになりたいと思った」と気持ちを表明した。両者とも、UDLの概念に基づいて児童生徒が皆同じゴールに辿り着けるために多様な方略で指導すべきこと、このことによって期待される学習成果が子どもたちにとって貴重であることを、学生に自覚させる結果となった。そして、受講生全員がUDLの概念を通して、音楽授業の現状と課題を改めて認識し、音楽教師の役割や支援の方法について深く考察することができた。

4. おわりに

本稿は、CASTの学びのユニバーサルデザインとしての音楽科教育の援用可能性を検討した。また、教員養成における学生の意識変容に向けて、実際に行った授業を振り返ってその有効性を検証した。その結果、以下3点の事項について確認することができた。

(1) 学習者の個々の特性に鑑み、学習方略の多様性を前もって準備して臨むこと

CASTが提示したwhat、how、whyの概念に従い、学習を妨げているバリアについて検討し、克服するための方法について教師は普段より情報を得て検討することが大切である。

(2) ICT機器の積極的な活用を通して、学習者の苦手意識の克服に寄与すること

コンピュータや電子黒板等を利用することで、視覚的、聴覚的に困難な学習者への適用を図る。また、楽譜に関する知識を必要とするときも、様々なソフトウェアによって学習成果が獲得できるように、教師自身がツールとして活用できることが求められる。

(3) 他教科における学習方略を積極的に活用し、音楽科教育への活用可能性について検討すること
例えば、UDLとして文章表現を獲得するための方法に基づき、音楽鑑賞における感想文の作成に応用する。ゲーとホールの知見は音楽科教育においても活用が期待できる。音楽教師は、他教科における成果方略についても積極的に関わり、適用可能性について研究することが求められる。

今回は、UDLの概念に基づく音楽科教育の方向性のみを示すこととなった。今後は、実際に学習指導案を作成し、実際に授業を実践して検証することが求められる。また、附属小学校と附属特別支援学校との合同授業による実践にも生かして参りたい。

昨今、学校教育ではインクルーシブな環境に基づく学習が求められている。冒頭でも述べたが、我が国において今後も外国人の子どもたちの増加が見込まれる。ICT機器の利用をはじめ、教師からの一方通行の指導が改められ、音楽科教育は新たな時代を迎えている。教師がピアノを弾いて子どもたちが歌を歌う（歌わされている）光景から、一人一人が適性に応じた方法で学習が行われ、全員がゴールに辿り着けることを保障するような授業へと、移行が進められていくものとなろう。

最後に「UDL学びのユニバーサルデザイン」の訳者であるバーンズ亀山静子は「ローマは一日にして成らず。いっぺんに完璧を目指さず、小さいことから始めてみませんか」と述べている（ホールら、2018年、250頁）。社会の動向は目まぐるしいものであるが、勇み足に留意して現実をしっかりと見極め、一歩ずつ前進して行くことが肝要と考える。

注

1. 「心のバリアフリー」推進事業については、例えば平成30年度附属特別支援学校公開研究会における小学部の授業「つんで つなげて いろいろなかたち」が挙げられる。ここでは、図画工作科を通しての交流及び共同学習が附属小学校の1年生と特別支援学校の小学部児童の間で実践された。様々な形の箱を積んだりつないだりする活動を通して、互いに発想を膨らませながら自分が表したいものをつくった。

今年度は、9月4日に附属幼稚園年長児、附属特別支援学校小学部2年生、附属小学校1年生による「すなや つちと なかよし」の授業実践が行われた。

2. 山本文茂「これからの音楽教育を考える 展望と指針」2006年、11頁によれば、学校音楽教育が必要な理由として①感動体験の共有、②知性と感性の融合、③精神の集中と意思の持続、④人間感情の純化、⑤主観的現実認識の方法の5点が挙げられている。
3. テイトとハック「音楽教育の原理と方法」1991年、5頁によれば、「生活の様々な局面で音楽は、思考、感情、共有の能力を発展させる。そしてその具体化された行動の中に、人間の最も優れた可能性が発見されるのである」と述べられている。
4. 例えば、筑波大学附属小学校の平野次郎による「iPadを活用した音楽授業のアイデア」では、「GarageBand」のソフトウェアを活用した音楽づくりの授業が実践されている。

参考文献

1. Katie Novak, バーンズ亀山静子訳「特別講演 Universal Design for Learning as a Framework to Increase Inclusion in Japan (第27回大会特集 発達障害のある子どもたちのインクルーシブ教育システムの構築)」、LD研究28(2)、日本LD学会編集委員会、178～191頁、2019年
2. 上村英男、藤井厚紀「学びのユニバーサルデザイン(UDL)に基づいた授業実践：反転授業の事前学習用コンテンツに着目して」、コンピュータ&エデュケーション45、CIEC会誌創刊準備号編集委員会、55～60頁、2018年
3. 小関京子、納富恵子「学力向上を目指したUDL(学びのユニバーサルデザイン)による授業改善：中規模中学校の理科における授業コンサルテーションを通して」、福岡教育大学紀要第4分冊教職科編67、231～239頁、2018年
4. 阪井恵、酒井美恵子「音楽授業のユニバーサルデザインはじめの一歩」、明治図書、2018年
5. 佐藤博子、納富恵子「外国語活動における主体的に学ぶ児童を育成するための学習支援：学びのユニバーサルデザイン(UDL)を活用した授業づくりを通して」、福岡教育大学紀要第4分冊教職科編67、221～229頁、2018年
6. トレイシー・E・ホール、アン・マイヤー、デイビッド・H・ローズ編、バーンズ亀山静子訳「UDL学びのユニバーサルデザイン クラス全員の学びを変える授業アプローチ」、東洋館出版社、2018年
7. マルコム・テイト、ポール・ハック著、千成俊夫他訳「音楽教育の原理と方法」、音楽之友社、1991年
8. 山本文茂「これからの音楽教育を考える 展望と指針」、音楽之友社、2006年

